

令和6年度
国営造成施設総合水利調整管理事業

新庄地区他河川協議方針その他検討業務

特別仕様書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

令和6年度国営造成施設総合水利調整管理事業新庄地区他河川協議方針その他検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び「測量業務共通仕様書」による他、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書に基づいて実施するものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、新庄地区及び白川地区の水利権更新に向けて、河川協議の方針検討等を行うとともに、最上川下流地区、最上川中流地区の水利権に係る課題解決のため、河川状況調査、河川測量等を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務の対象地域である「新庄地区」は山形県新庄市他2村、「最上川下流地区」は山形県酒田市他1市1町、「最上川中流地区」は山形県山形市他2市1町、「白川地区」は山形県長井市他2町であり、別紙1業務位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-6条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1－7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 基礎諸元整理時
- 3) 水収支計算書作成時
- 4) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－7条

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－8条

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1－9条

受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条

本業務の基本的事項に関しては、下表の図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

名 称	発 行	制定年月
土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（水田）	農林水産省 農村振興局	平成22年7月 (平成25年9月一部改正)

(設計条件)

第2－2条

本業務における対象地区の対象河川、計画基準年、かんがい面積及び最大取水量等は

次のとおりである。

(1) 新庄地区 (現行水利権)

対象河川 一級河川最上川水系最上川等
 計画基準年 昭和45年
 かんがい面積 3,146.4ha
 最大取水量等

期間区分		4月6日から 4月26日まで	4月27日から 5月5日まで	5月6日から 5月20日まで	5月21日から 9月7日まで	9月8日から 9月24日まで	年間 総取水量		
本取水口	駒場頭首工	0.260m ³ /s	0.050m ³ /s	2.795m ³ /s	1.011m ³ /s	0.058m ³ /s	12,380千m ³		
	内訳	本取水用	—	0.050m ³ /s	2.795m ³ /s	1.011m ³ /s	0.058m ³ /s	12,380千m ³	
		充水点検用	0.260m ³ /s	—	—	—	—	本取水の総取水量に含む	
本取水口兼注水用取水口	清水揚水機場	0.600m ³ /s	0.010m ³ /s	5.693m ³ /s	5.689m ³ /s	0.002m ³ /s	37,540千m ³		
	内訳	本取水	—	0.010m ³ /s	4.447m ³ /s	4.289m ³ /s	0.002m ³ /s	28,920千m ³	
		注水用	—	—	1.246m ³ /s	1.414m ³ /s	—	8,620千m ³	
	内訳	内訳	新田川注水口	—	—	1.229m ³ /s	1.135m ³ /s	—	7,370千m ³
			芦沢川注水口	—	—	0.017m ³ /s	0.143m ³ /s	—	740千m ³
			新庄内川注水口	—	—	—	0.136m ³ /s	—	510千m ³
	充水点検用	0.600m ³ /s	—	—	—	—	—	取水及び注水用取水の総取水量に含む	

(2) 最上川下流地区 (現行水利権)

対象河川 一級河川最上川水系最上川
 計画基準年 昭和60年
 かんがい面積 11,665.1ha
 最大取水量等

期間区分		4月21日から 4月25日まで	4月26日から 5月5日まで	5月6日から 9月15日まで	9月16日から 翌年の 4月20日まで	年間 総取水量	
本取水口兼注水用取水口	草薙頭首工	4.000m ³ /s	12.670m ³ /s	12.686m ³ /s	4.000m ³ /s	191,530千m ³	
	内訳	本取水用	4.000m ³ /s	12.613m ³ /s	12.686m ³ /s	4.000m ³ /s	191,520千m ³
		注水用	—	0.057m ³ /s	—	—	10千m ³
本取水口	田沢川揚水機	—	1.708m ³ /s	1.166m ³ /s	—	—	
	平田揚水機	—	1.483m ³ /s	0.476m ³ /s	—	—	

期間区分		4月16日から 4月20日まで	4月21日から 5月10日まで	5月11日から 9月15日まで	9月16日から 翌年の 4月15日まで	年間 総取水量
本取水口	最上川取水口	0.964m ³ /s	11.695m ³ /s	13.925m ³ /s	—	139,840千m ³
	落野目揚水機	—	0.255m ³ /s	0.255m ³ /s	—	—
	北楯頭首工	1.775m ³ /s	9.199m ³ /s	1.799m ³ /s	1.775m ³ /s	—

(3) 最上川中流地区 (現行水利権)

対象河川 一級河川最上川水系最上川等
 計画基準年 昭和33年
 かんがい面積 4,123ha
 最大取水量等

期間 区分	4月11日から 5月 5日まで	5月 6日から 5月20日まで	5月21日から 9月10日まで	9月11日から 9月30日まで	10月1日から 翌年の 4月10日まで	年間 総取水量
最上川取水 口	0.742m ³ /s	7.888m ³ /s	6.609m ³ /s	0.682m ³ /s	0.631m ³ /s	60,020千m ³
馬見ヶ崎川 合口頭首工	1.223m ³ /s	2.146m ³ /s	1.486m ³ /s	1.223m ³ /s	1.223m ³ /s	39,520千m ³

(4) 白川地区 (現行水利権)

対象河川 一級河川最上川水系置賜白川、犬川
計画基準年 昭和37年

ただし、代かき期最大取水量昭和39年(雨なし)

普通期最大取水量 昭和37年(雨なし)

ダム依存量 昭和37年(雨あり)

かんがい面積 4,581ha
最大取水量等

期間 区分	4月26日から 5月 5日まで	5月 6日から 5月20日まで	5月21日から 8月31日まで	9月 1日から 9月 8日まで	9月9日から 翌年の 4月25日まで	年間 総取水量
西高峰頭首 工	0.330m ³ /s	3.649m ³ /s	2.952m ³ /s	1.644m ³ /s	0.330m ³ /s	29,760千m ³
長瀬頭首工	0.504m ³ /s	2.585m ³ /s	2.080m ³ /s	1.186m ³ /s	0.504m ³ /s	27,240千m ³
小松頭首工	0.309m ³ /s	3.186m ³ /s	2.549m ³ /s	1.447m ³ /s	0.309m ³ /s	27,020千m ³
三本柳堰	—	0.107m ³ /s	0.315m ³ /s	0.079m ³ /s	—	1,210千m ³
犬川黒川 取水塔	0.500m ³ /s	4.151m ³ /s	3.308m ³ /s	0.995m ³ /s	—	18,160千m ³
内 訳	本取水用	—	2.110m ³ /s	1.701m ³ /s	0.956m ³ /s	13,250千m ³
	犬川 注水用	—	2.041m ³ /s	1.628m ³ /s	0.039m ³ /s	4,910千m ³
	充水 点検用	0.500m ³ /s	—	—	—	犬川黒川取水 塔総取水量に 含む

(参考図書)

第2-3条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか下表によるものとする。

名 称	発 行	制定年月
国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会 編集 農林水産省構造改善局 事業計画課	平成5年3月
農業農村整備事業のための 河川協議の実務2020年版	農林水産省農村振興局 整備部水資源課	令和3年9月

(貸与資料)

第2-4条

貸与資料は次のとおりとする。また、この他に必要と認められる資料がある場合は別途貸与するものとする。

分類	貸与資料名	数量
協議図書	国営新庄農業水利事業 河川法第95条協議図書（平成21年5月11日付け同意）	1部
	国営新庄農業水利事業 河川法第95条協議図書（令和6年3月5日付け同意）	1部
	国営最上川下流農業水利事業 河川法第95条協議図書（令和4年4月11日付け同意）	1部
	国営最上川下流農業水利事業 河川法第95条協議図書（令和6年3月15日付け同意）	1部
	国営最上川中流農業水利事業 河川法第95条協議図書（平成24年3月22日付け同意）	1部
	国営最上川中流農業水利事業 河川法第95条協議図書（令和5年3月14日付け同意）	1部
	国営白川農業水利事業 河川法第95条協議図書（平成30年8月20日付け同意）	1部
	国営白川農業水利事業 河川法第95条協議図書（令和4年4月14日付け同意）	1部
業務報告書	平成18年度国営造成施設水利管理事業 新庄地区水利権協議資料作成その他業務	1部
	平成19年度国営造成施設水利管理事業 寒河江川下流地区他河川協議資料作成業務	1部
	令和2年度国営造成施設水利管理事業 村山北部地区他河川協議方針検討業務	1部
	令和3年度国営造成施設総合水利調整管理事業 村山北部地区他河川協議資料作成業務	1部
	令和4年度国営造成施設総合水利調整管理事業 赤川地区他河川協議方針検討業務	1部
	令和5年度国営造成施設総合水利調整管理事業 赤川地区他河川協議図書作成その他検討業務	1部
その他	その他必要と認められる資料	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 測量作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における測量作業項目及び数量は、下表のとおりとする。

なお、詳細は別紙2作業項目内訳表に示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 最上川下流地区		
(1) 計画準備	1 式	
(2) 現地調査	1 式	
(3) 河川状況調査	1 式	3 回調査
(4) 河川水質調査	1 式	3 回調査
(5) 調査結果の整理	1 式	
2. 白川地区		
(1) 現地調査	1 式	
(2) 河川測量	1 式	縦断測量L=0.08km 横断測量 6 測線
(3) 測量結果の比較	1 式	

(測量作業の留意点)

第3-2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 縦断測量
縦断測量の縮尺は縦S=1/250、横S=1/250とする。
- (2) 横断測量
横断測量の縮尺はS=1/250とする。
- (3) 最上川下流地区のかんがい期間は以下のとおりである。
代かき期：4月21日～5月10日
普通期：5月11日～9月15日
- (4) 河川状況調査の調査実施地点は以下のとおりである。
調査地点：最上川取水口、北楯頭首工、落野目揚水機、補足地点①、補足地点②
補足地点③
- (5) 河川状況調査の調査実施時期は、代かき期前1回、代かき期間中2回とする。
- (6) 河川水質調査の調査実施地点は以下のとおりである。
調査地点：最上川取水口、北楯頭首工、落野目揚水機
- (7) 河川水質調査の調査実施時期は、代かき期前1回、代かき期間中1回、代かき期終了後1回とする。
- (8) 河川状況調査及び河川水質調査実施に要する機器等は受注者の負担とする。
- (9) 河川状況調査及び河川水質調査について、受注者は作業計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること。
- (10) ドローンによる撮影に際しては、飛行ルートを計画する際、航空法及び地方自治体の条例等関係法規制を確認し、必要に応じ関係機関の許可を得た上で実施すること。
- (11) 荒天等他動的要因により調査期間内にドローン撮影ができない場合は、監督職員と協議するものとする。
- (12) 昨年度使用したドローン使用機種は、耐風性を考慮し、以下のとおりとしたことから、今年度業務においても同等の機種を使用するものとする。なお、調査に使用する機器については受注者が手配するものとする。
 - ・ DJI MATRICE210 RTK V2
 - ・ DJI MATRICE210

第4章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第4-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙2作業項目内訳表に示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 計画準備	1式	
2. 現地調査	1式	
3. 新庄地区 (1)受益面積等の整理	1式	
(2)協議図書添付図面の修正	1式	
(3)水収支計算	1式	
4. 最上川中流地区 (1)取水量換算	1式	
5. 白川地区 (1)受益面積等の整理	1式	
(2)協議図書添付図面の修正	1式	
(3)水田畑利用率の検討	1式	
(4)水収支計算	1式	
(5)河川流量換算	1式	
6. 照査	1式	
7. 点検とりまとめ	1式	

(設計作業の留意点)

第4-2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業実施の手順、方法及び作業内容の詳細について、監督職員と十分な連絡打合せを行い、作業に手戻りが生じないよう留意し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 基礎諸元の決定及び水収支計算の算定にあたっては、監督職員と十分に打合せするとともに、本業務成果が水利権変更協議の基礎資料となることを考慮し資料作成を行うものとする。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2-1条、第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

- (1) 初回 作業着手の段階
- (2) 第2回 中間打合せ(基礎諸元整理段階)
- (3) 第3回 中間打合せ(水収支計算実施段階)
- (4) 第4回 中間打合せ(河川流況調査、測量成果等作成段階)

(5) 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、上記の打合せの都度、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出)

第6-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎5F
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所

(要約版の作成)

第6-3条

報告書のとりまとめにあたっては、業務内容の要約版を作成し、報告書に綴じ込むものとする。なお、要約版の内容は次のとおりとする。

- (1) 業務概要
- (2) 作業内容
- (3) 成果物の内容
- (4) 成果物目録
- (5) 今後、検討を要する課題等
- (6) その他

第7章 業務管理

(業務管理)

第7-1条

情報共有システムの業務について

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第8章 契約変更

(契約変更)

第8-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりである。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条、第4-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

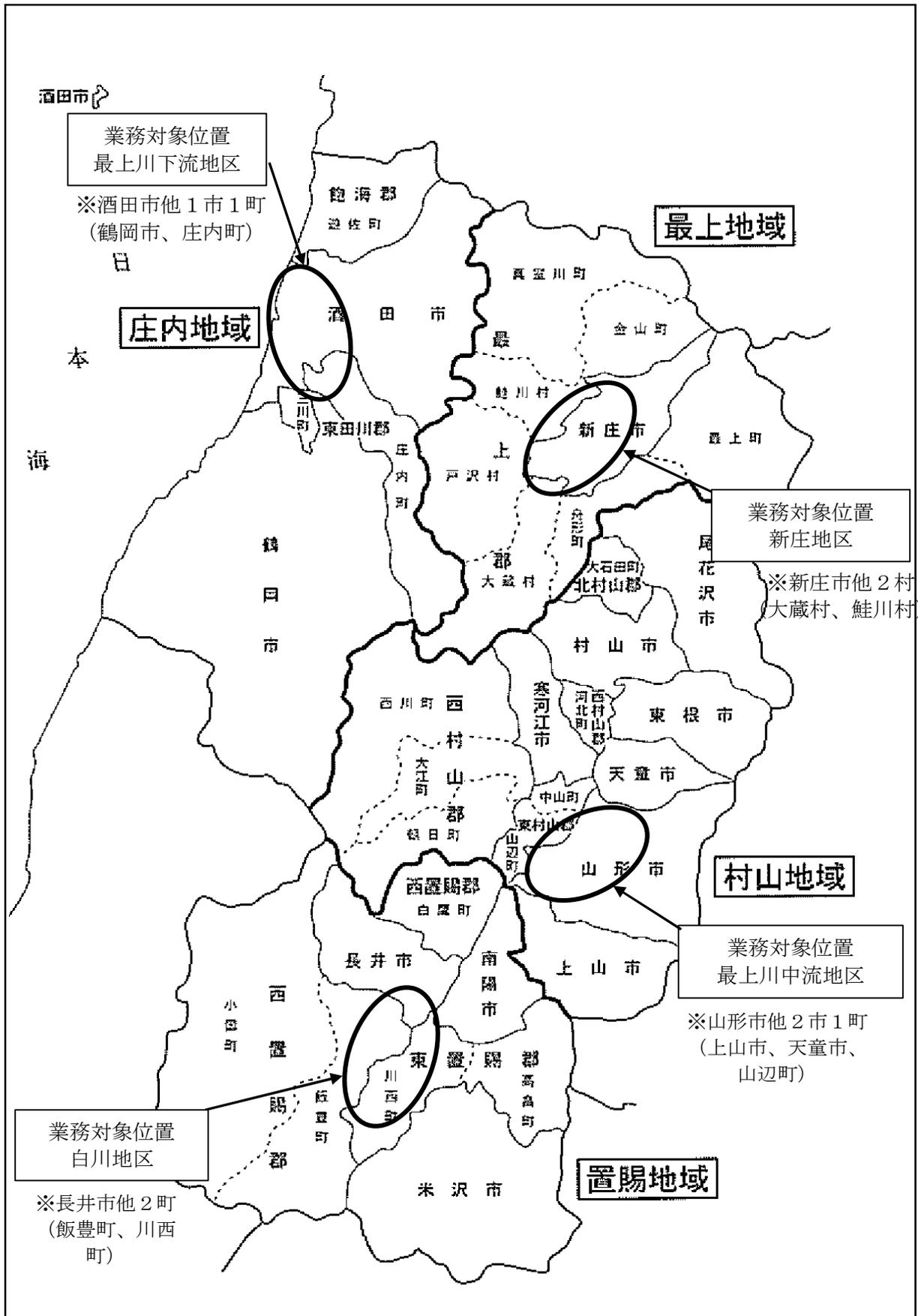
- (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- (7) 協議図書添付用図面等の新たな作成が必要となった場合
- (8) 他地区の河川協議において、説明資料等の作成が必要となった場合
- (9) その他

第9章 定めなき事項

(定めなき事項)

第9-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



別紙2 作業項目内訳表

【測量業務】

作業項目	作業内容	作業実施欄	備考
1. 最上川下流地区 (1) 計画準備	融雪豊水に係る実証調査（河川状況調査及び河川水質調査）について把握し、作業計画を立案する。	○	
(2) 現地調査	融雪豊水取水に係る実証調査のために必要な現地調査を行う。	○	
(3) 河川状況調査	ドローン撮影及び地上撮影による写真を用いて、流水域等の河川形状変化の有無を確認する。 調査回数は3回とし、調査時期は取水開始（代かき期間）前に1回、及び取水開始後（代かき期間中）2回とする。 調査地点及び撮影範囲等は以下のとおりとする。	○	
①最上川取水口	ドローンを使用し、最上川取水口直下流、縦断方向に約100m左右岸を網羅した写真を撮影する。斜め写真による俯瞰的な把握に加え、鉛直方向の写真を撮影する。	○	
②北楯頭首工	ドローンを使用し、北楯頭首工直下流、縦断方向に約100m、左右岸を網羅した写真を撮影する。斜め写真による俯瞰的な把握に加え、鉛直方向の写真を撮影する。 国道47号線（東雲橋）左右岸から立谷沢川上下流の河川状況を地上撮影する。	○	
③落野目揚水機	ドローンを使用し、北楯頭首工直下流、縦断方向に約100m、左右岸を網羅した写真を撮影する。斜め写真による俯瞰的な把握に加え、鉛直方向の写真を撮影する。 落野目揚水機取水樋門付近から最上川上下流の河川状況を地上撮影する。	○	
④補足調査地点No. 1 (立谷沢川合流地点)	ドローンを使用し、最上川27.9k～27.3k付近の河川状況を写真撮影する。斜め写真による俯瞰的な把握に加え、鉛直方向の写真を撮影する。	○	
⑤補足調査地点No. 2	ドローンを使用し、最上川24.2k～23.8k付近の河川状況を写真撮影する。斜め写真による俯瞰的な把握に加え、鉛直方向の写真を撮影する。	○	
⑥補足調査地点No. 3	ドローンを使用し、最上川23.5k～23.3k付近の河川状況を写真撮影する。斜め写真による俯瞰的な把握に加え、鉛直方向の写真を撮影する。	○	
(4) 河川水質調査	最上川及び立谷沢川の水質を確認する。 調査回数は3回とし、調査時期は取水開始（代かき期間）前に1回、及び取水開始後（代かき期間中）1回、及び取水開始後（代かき期間後）1回とする。 調査地点は最上川取水口直下流、北楯頭首工直下流、落野目揚水機直下流とする。 調査項目は、水温、pH、濁度(SS)とし、1回1地点あたり2試料を採水する。	○	
(5) 調査結果の整理	(3) 河川状況調査及び(4) 河川水質調査の調査結果を整理する。	○	

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄	備考
2. 白川地区 (1) 現地調査	河川測量のために必要な現地調査を行う。	○	
(2) 河川測量	<p>犬川（小松頭首工上流）及び黒川（黒川上流用水路下流）に昨年度設置した河川流量観測機器の設置断面について、変状の有無を確認するため、河川縦横断測量を行う。</p> <p>測量範囲は、犬川及び黒川において、縦断測量1測線（河川流量観測機器設置位置から上下流各20m）及び横断測量3断面（河川流量観測機器設置断面及び上下流各1断面）とする。</p> <p>なお、基準点は昨年度定めた3級基準点（2点）を使用する。</p>	○	
(3) 測量結果の比較	(2) で実施した測量結果と昨年度業務において実施した測量結果を比較し、河川断面等の変状の有無を確認する。	○	

作業実施欄の○は本業務で計上している項目である。

別紙2 作業項目内訳表

【設計業務】

作業項目	作業内容	作業実施欄	備考
1. 計画準備 (1) 計画準備	新庄地区、最上川中流地区、白川地区の既存の河川協議資料等について把握し、作業計画を立案する。	○	
2. 現地調査 (1) 現地調査	新庄地区、最上川中流地区、白川地区について、河川協議資料等を作成するために必要な現地調査を行う。	○	
3. 新庄地区 (1) 受益面積等の整理	発注者が貸与する年度別転用面積資料等を基に、転用面積及び受益面積を整理する。	○	
(2) 協議図書添付図面の修正	発注者が貸与する、協議図書に添付された図面 (S=1/25, 000) を基に、(1) で精査した部分を修正する。	○	
(3) 水収支計算	(1) の検討結果を踏まえ、諸元対比表を修正し、計画基準年 (S45) における地区内半旬毎の水収支計算を行う。	○	
4. 最上川中流地区 (1) 取水量換算	過年度業務で作成した、一の関堰及び大明神堰の水位流量曲線を基に、発注者が貸与する水位観測結果を取水量に換算し、取水実態を把握する。 貸与する水位観測データは、概ね10ヶ月分を想定している。	○	
5. 白川地区 (1) 受益面積等の整理	発注者が貸与する年度別転用面積資料等を基に、転用面積及び受益面積を整理する。	○	
(2) 協議図書添付図面の修正	発注者が貸与する、昨年度作成した協議図書に添付された図面 (S=1/25, 000) を基に、(1) で精査した部分を修正する。	○	
(3) 水田畑利用率の検討	発注者が貸与する関係市町の水田収益力強化ビジョンを基に、水田畑利用率の検討を行う。	○	
(4) 水収支計算	(1) 及び(3) の検討結果を踏まえ、諸元対比表を修正し、計画基準年 (S37、S39) における地区内半旬毎の水収支計算を行う。	○	
(5) 河川流量換算	発注者が貸与する犬川 (小松頭首工上流) 及び黒川 (黒川上流用水路下流) の水位流量曲線を基に、同じく貸与する河川水位観測結果を河川流量に換算し、河川流況を把握する。 貸与する河川水位観測データは、概ね10ヶ月分を想定している。	○	
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
7. 点検とりまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	○	

作業実施欄の○は本業務で計上している項目である。